



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 861 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 862 生活保護法による指定介護機関の廃止  
( " )
- 863 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
(障害福祉課)
- 864 初島町土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 865 土地改良事業の工事完了届 ( " )
- 866 保安林の指定予定の通知 (森林整備課)
- 867 " ( " )
- 868 " ( " )
- 869 " ( " )
- 870 漁船損害等補償法の規定による加入区について指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅  
(資源管理課)
- 871 公共測量の実施 (技術調査課)
- 872 道路の区域変更 (道路保全課)
- 873 新道路の供用開始等 ( " )
- 874 道路の区域変更 ( " )

- 875 新道路の供用開始等 ( " )
- 876 道路の位置の指定 (都市政策課)

## 告 示

### 和歌山県告示第861号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年月日
橋柔 15-19	出口整骨院	橋本市東家1-2-24	平成 19.4.27

### 和歌山県告示第862号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2の規定により指定した介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園打田ケアプランセンター	紀の川市上野5-3	居宅介護支援	平成 19.5.19
社会福祉法人皆楽園	岩出市西国分668	皆楽園第2ホームヘルパーステーション	紀の川市上野5-3	訪問介護	平成 19.5.19
有限会社田中ケアサービス	有田市宮崎町359-2	訪問看護ステーションたなか	有田市辻堂35-13	訪問看護	平成 19.4.30
合資会社五条メディカル	和歌山市十番丁56	アイビス	有田市宮崎町2496-41	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 19.5.17
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1	株式会社コムスン箕島ケアセンター	有田市箕島100-7	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 19.6.1
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	ニチイケアセンター新宮	新宮市新宮3720-3	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 19.4.30

### 和歌山県告示第863号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同

法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日	指 定 の 有効期限

30120001 25	有限会社ライ フケアしあわ せ	御坊市藪269番地	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	有限会社ライ フケアしあわ せ	御坊市藪269番地	平成 19.7.1	平成 25.6.30
----------------	-----------------------	-----------	------	--------------------------------	-----------------------	-----------	--------------	---------------

和歌山県告示第864号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、初島町土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	東山英義	有田市初島町里1809番地
理事	面中義種	有田市初島町里1201番地の7
理事	脇村均	有田市初島町浜1111番地
理事	中村重喜	有田市初島町浜1115番地5
理事	上田浩	有田市初島町浜1327番地
理事	國中眞次	有田市初島町里2178番地
理事	東端健	有田市初島町里1780番地
理事	山口敏夫	有田市初島町里373番地
監事	上田義弘	有田市初島町浜1344番地
監事	竹田雄一	有田市初島町里1591番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	東山英義	有田市初島町里1809番地
理事	面中義種	有田市初島町里1201番地の7
理事	脇村均	有田市初島町浜1111番地
理事	中村覺	有田市初島町浜1209番地1
理事	上田浩	有田市初島町浜1327番地
理事	國中眞次	有田市初島町里2178番地
理事	東端健	有田市初島町里1780番地
理事	山口敏夫	有田市初島町里373番地
監事	上田義弘	有田市初島町浜1344番地
監事	谷中與之助	有田市初島町里1652番地の1

和歌山県告示第865号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、かつらぎ町から工事完了届があったので、同条第2項の規定により、この旨を公告する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 事業名 かつらぎ町営土地改良事業(農村振興総合整備統合補助事業笠田西部地区)
- 同意年月日 平成17年3月25日
- 事業主体 かつらぎ町
- 工事を完了した時期 平成19年1月31日

和歌山県告示第866号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町滝ノ川字平浦48の3、48の4、67、69の3、71
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平浦48の3・48の4・67・69の3(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第867号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 海草郡紀美野町松ヶ峯字桂川183の1、183の2、184、187、189の1、190、191、192の2、196、200の1、201の1、203、203の1、206の1から206の3まで、207から209まで、211、214、215の1、216、216の1、217の1、217の2、220の2、222、223、224の1、224の2、225の1、225の2、226、424の1(次の図に示す部分に限る。)、424の3、424の4、424の7、424の9、425の1から425の4まで、425の7から425の12まで、425の14から425の16まで、425の19から425の21まで、425の23、425の2

5から425の27まで、425の31、425の32、425の34、425の35、425の37から425の40まで、425の44、425の45、425の48、425の51から425の54まで、425の58、425の59、425の61、425の65、425の67、425の69、425の70、425の72、425の74から425の78まで、425の83、425の86から425の88まで、425の94、425の97から425の99まで、425の103、425の115、425の143、425の144、大字高畑字上浦239の1、239の2、240、240の1、289の1、293、294、295の1、296の1、297の1、298、299の1、300から302まで、305の1、306の1、307、309の1、309の2、311から314まで、314の1、316の1、316の2、316の5、317から321まで、323の1、324の1から324の4まで、324の6(次の図に示す部分に限る。)、324の8、324の9、324の12から324の29まで、324の32、324の33、324の55、324の56、325、326、326の1、329の1、330、331、334の1、335、338、339の1、341の1、342、343の1、345の1、346の1、347の1、374の2、374の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第868号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 伊都郡かつらぎ町大字志賀字宮ノ原1260の2、字田ツ原1284の1から1284の3まで

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字田ツ原1284の1(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び伊都振興局並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第869号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町北ノ川字東谷103から105まで、字那智焼107、107の1、110、モチノ木112、115、116の1、126、126の1、134、135、140から142まで、146、153、155の1、156、156の1、159の4、160の1、160の2、字後川161から163まで、173、174、字神仲谷175から178まで、字檜山谷179、180

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第870号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成15年和歌山県告示第821号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は平成19年7月1日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称 和歌浦加入区

和歌山県告示第871号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整

備局紀南河川国道事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量 (1級~3級基準点測量)
- 2 作業期間 平成19年7月10日から平成20年3月20日まで
- 3 作業地域 新宮市熊野川町玉置口地先、新宮市熊野川町九重地先

和歌山県告示第872号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字印南原字落合5006番4地先から同町大字南谷字茅ヶ谷1168番1地先まで	旧	5.80 } 43.10	2,386.00	志し橋 L=6.60 柳橋 L=8.00 老屋橋 L=4.00
日高郡印南町大字印南原字落合5006番6地先から同町大字南谷字茅ヶ谷1174番地先まで	旧	12.70 } 98.00	2,277.00	
同上	新	12.70 } 98.00	2,277.00	

和歌山県告示第873号

平成19年和歌山県告示第872号 (道路の区域変更) で告示した新道路は、平成19年7月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第874号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字志賀字中番229番1地先から同町大字志賀字中番191番2地先まで	旧	7.60 } 13.00	112.00	
同上	新	13.30 } 29.20	112.00	

和歌山県告示第875号

平成19年和歌山県告示第874号 (道路の区域変更) で告示した新道路は、平成19年7月3日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第876号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年7月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指定位置	申請者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
2953	有田市千田字西馬生137番の一部	有田郡有田川町大字天満364番地2 嶋秀男	平成 19.6.25	4.50	35.00